

2013 年 3 月 8 日

【共同声明】

文化を支える出版物に軽減税率が必要です

社団法人 日本書籍出版協会
理事長 相賀昌宏

社団法人 日本雑誌協会
理事長 石崎 孟

一般社団法人 日本出版取次協会
会長 古屋文明

日本書店商業組合連合会
会長 大橋信夫

すべての国民が、書籍・雑誌・新聞等の出版物に広く平等に触れる機会を持つことは、民主主義の健全な発展と国民の知的生活の向上にとって不可欠であります。これは、生活必需品や医療等、国民の健康で文化的な生活を支える商品やサービスにも相当する重要性を持つものです。そのために、これらにかかる消費税については、軽減税率の適用によって少しでも国民の負担を軽くしていくことが必要です。

欧州では、いち早く付加価値税での軽減税率を導入しており、書籍・雑誌に対する税率は、イギリスは標準税率 20%に対してゼロ税率、ドイツは標準税率 19%に対して 7%、フランスは標準税率 19.6%に対して書籍（電子書籍を含む）5.5% 雑誌 2.1%、スウェーデンは標準税率 25%に対して 6%となっております。EU 各国は、特に 2007 年からは「産業の保護」「文化政策」という目的に限って軽減税率を適用しており、とりわけ「文化政策」においては文化保護や国民への教養機会の提供という観点から、文化関連の財・サービスの価格を低く抑えることを目的としています。

わが国では、2005 年 7 月に「文字・活字文化振興法」が制定され、すべての国民が等しく豊かな文字・活字文化の恵沢を享受できる環境整備を国及び地方公共団体の責務として、関係機関及び民間団体等と連携、総合的な施策を策定し実施することとしており、また、学術的出版物の普及について、国が出版の支援その他の必要な施策を講ずることとしています。さらに、2010 年の「国民読書年」を契機として、文字・活字文化の重要性が全国的レベルで訴えられ多様な読書推進運動が展開されています。

国民の出版物に接する機会を少しでも増やすためにも、書籍・雑誌・新聞（電子媒体を含む）への軽減税率の適用が行われ、読書慣習の充実を図っていかねばなりません。特に、所得に対する逆進性を持つ消費税増税によって最も影響を受けるのは青少年層であります。わが国の将来を担うべき青少年の国語力低下が指摘されている現状にあって、消費税増税が子ども達の読書に親しむ機会を損ないかねないことを懸念いたします。

以 上